

検討課題3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い に関する論点について

令和8年9月7日
事 務 局

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生防止
 - 新たな権利侵害の発生防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

検討課題 (第1回)

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生の防止

- 新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

※第1回から第3回までのご意見

- 発信者情報開示制度は、法律上の厳格な要件を満たした場合に通信の秘密の侵害の違法性を阻却するものであるところ、手続の過程で得た情報を公表する行為は、当初の制度趣旨とつながらないのではないか。(北澤構成員・第2回)
- 既存法令で対応できないケースとはどのようなものかを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないか。(鎮目構成員・第1回)
- 発信者情報開示請求により取得した発信者情報(発信者の氏名など)を公表する行為が発生しているところ、発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なのか。(北澤構成員・第2回)
- 開示された発信者情報が第三者に提供された場合、提供先の第三者による当該発信者情報の利用について現行法では規定がない。(北澤構成員・第2回)
- 一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」とされており、刑事責任の追及は「正当な理由」に該当しないところ、理論上は正しいが、告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在する。(清水構成員・第2回)

検討の論点

- 手続の過程で得た情報を公表する等の行為については、基本的には発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しないのではないか。
- 現行法の下での対応に課題はあるか等について、更に検討を進める必要があるのではないか。

第1回～第3回会合における主なご意見(再掲)

- 発信者情報開示制度は、法律上の厳格な要件を満たした場合に通信の秘密の侵害の違法性を阻却するものであるところ、 手続の過程で得た情報を公表する行為は、当初の制度趣旨とつながらないのではないか。(北澤構成員・第2回)
- 既存法令で対応できないケースとはどのようなものかを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないか。(鎮目構成員・第1回)
- 発信者情報開示請求により取得した発信者情報(発信者の氏名など)を公表する行為が発生しているところ、発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なのか。(北澤構成員・第2回)
- 開示された発信者情報が第三者に提供された場合、提供先の第三者による当該発信者情報の利用について現行法では規定がない。(北澤構成員・第2回)
- 一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」とされており、刑事責任の追及は「正当な理由」に該当しないところ、理論上は正しいが、告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在する。(清水構成員・第2回)

第4回会合における主なご意見

- 被害救済のために通信の秘密の違法性を阻却して提供された発信者情報が晒されることがないように、損害賠償請求を行う等の必要な手続にのみ発信者情報開示を利用できる制約を設けることはできるかなど、制度上の方策を引き続き検討すべき。(大谷構成員)
- 刑事罰を含む法的制裁を用いる場合、どのような利益が害されるおそれがあるのか慎重に検討する必要がある。制度に対する信頼の保護として整理する場合、単に制度に対するイメージが悪化するといった点だけではおそらく足りず、信頼が害されることによって実際にどのような弊害が生じるのか、具体的な弊害についての説明が必要。(鎮目構成員)
- 現行法の枠組みを越えて、発信者情報の晒し行為に対して特別の制裁が必要かという点について改めて検討が必要。(上沼構成員、清水構成員)

- 平成13年（2001年）に旧プロバイダ責任制限法が制定されてから約25年が経過し、インターネット利用を取り巻く状況は大きく変化している。

インターネットの利用状況の変化

インターネット利用率（個人）

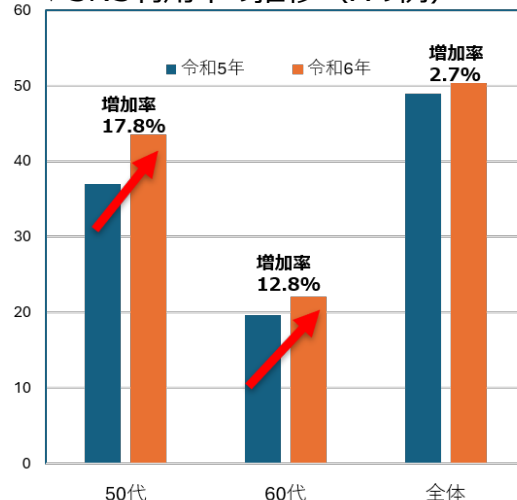
46.3%
(2001年) 85.7%
(2025年)

(出典) 総務省「通信利用動向調査」

インターネット利用率（年齢階層別）

- 13～69歳の各年齢階層で9割超え
(出典) 総務省「通信利用動向調査」
- 中高年層における主要なSNS等の利用率が増加
 - － 令和5年から令和6年でXの利用増加率は50代において17.8%、60代で12.8%。

▼ SNS利用率の推移（Xの例）

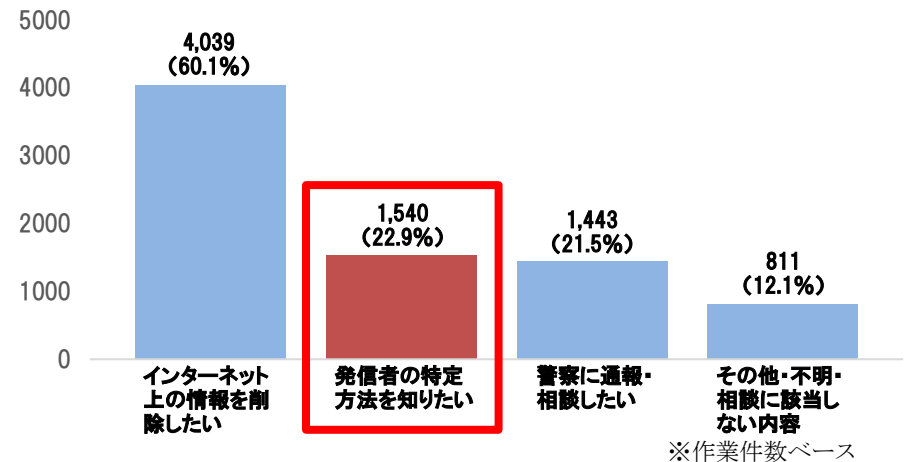


(総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を基に総務省作成)

(出典) デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会(第9回)資料9-2

発信者情報開示制度の利用の拡大

- 令和7年度に違法・有害情報相談センターで受け付けていた相談件数(6,715件)のうち、「発信者の特定方法を知りたい」という相談は1,540件(22.9%)。



- 裁判所への非訟手続の申立件数は、令和5年から令和7年の3年間で、3,959件から10,072件と約2.5倍に増加。
- 総務省が実施したアンケート調査(※)によれば、令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求(訴訟、仮処分、非訟、任意請求)の総数は154,484件であり、増加傾向にある。

※ プロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性がある。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるもの。

(出典) 発信者情報開示ワーキンググループ(第1回)資料1-3

- 発信者情報開示請求の手続の過程で取得したと考えられる情報をSNS等で公表した事例として、例えば以下の事例が確認されている。

発信者情報開示請求の手続の過程で取得したと考えられる情報をSNS等で公表した事例

- ① 誹謗中傷の被侵害者が、発信者の情報を発信者情報開示請求により取得した上で、当該発信者の氏名をSNS上で投稿し公表したと考えられる事例
- ② 誹謗中傷の被侵害者が、発信者情報開示請求により取得した発信者の氏名・生年月日・住所等の情報を、インターネット掲示板で公表したと考えられる事例
- ③ 誹謗中傷の被侵害者が、発信者情報開示請求により取得した発信者の氏名等の情報を有料ブログ記事にて販売・公表したと考えられる事例
- ④ 誹謗中傷への対応策として、発信者情報開示請求で取得した発信者情報をインターネット上に公表するための手順を体系化し、実際に発信者情報開示請求で取得した発信者情報を公表するとともに推奨する記事をSNS上で投稿したと考えられる事例
- ⑤ 一定の拡散力を有する者が、誹謗中傷の被侵害者による、発信者情報開示請求によって取得した発信者の氏名を公表したSNS上の投稿を引用投稿する等して拡散させたと考えられる事例

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(発信者情報の開示を受けた者の義務)

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

- 本条は、第5条第1項又は第2項に規定する発信者情報開示請求権の行使により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報について、法律上認められた被害回復の措置(発信者に対する損害賠償請求権の行使等)をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務(濫用禁止義務)を定めたものである。(後略)
- 発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者の名誉権等の権利利益を侵害した場合には、不当に発信者の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる。

「害する行為をしてはならない」とは、民事上の義務を定めた趣旨であるが、この規定に違反して発信者に損害が発生したときは、名誉権侵害等の不法行為が成立することとなる。

※ 下線は事務局が付したもの。

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)

によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2・3 (略)

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

- (前略)発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然である。このような状況を踏まえ、第5条第1項及び第2項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、開示関係役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するものである。(後略)
- 「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」とは、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権及び特定発信者情報の開示請求権の要件として、開示請求者が発信者情報を入手することの合理的な必要性が認められることを意味する。この必要性の判断には、開示請求を認めることにより制約される発信者の利益(プライバシー等)を考慮した「相当性」の判断をも含むものである。例えば、不当な自力救済等を目的とする発信者情報開示請求権の濫用のおそれがある場合や、賠償金が支払済みであり、損害賠償請求権が消滅している場合、行為の違法性を除く不法行為の要件を明らかに欠いており、損害賠償請求を行うことが不可能と認められるような場合には、開示請求者に発信者情報の開示を受ける利益が認められず、発信者情報を入手する合理的な必要性を欠くことから、本条の開示請求権を行使することができない。(中略)正当な理由があるときの具体例としては、(ア)謝罪広告等の名誉回復措置の請求、(イ)一般民事上、著作権法上の差止請求、(ウ)発信者に対する削除要求等を行う場合が挙げられよう。

※ 下線は事務局が付したもの。

○ 刑法(明治40年法律第45号)

第三十四章 名誉に対する罪

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 (略)

『条解 刑法 [第5版]』(前田雅英ほか編、2025年)

- ・ 名誉毀損罪及び侮辱罪については、被害者の意思を無視して訴追しなければならないほど法益侵害の程度が大きいとはいえないこと、公訴が提起された場合には事件に関する事情が法廷において明らかになり、改めて被害者の名誉を害するおそれがあることから、公訴の提起を被害者の意思に係らせている。

※ 上の規定とは別途、民事上の損害賠償責任が生じる場合がある。

- 発信者情報開示請求の手續の過程で取得したと考えられる情報をSNS等で公表する事例が生じていることにより、プロバイダにおいては、発信者情報開示による二次被害発生リスクを念頭に裁判手續において慎重な対応を行う必要が生じている等の指摘がある。

発信者情報開示ワーキンググループ第2回(令和8年6月24日) 議事概要(抜粋)

(前略) 一部のユーザーの方が、この手續を他者を威圧したり、批判者を沈黙させたりする手段として利用する事例も散見されるところです。(中略) 命令発令後に二次的被害が発生する固有のリスクがあります。例えば晒しと呼ばれるようなものです。発信者情報開示請求を申し立てた結果、かえって自らの情報が晒されてしまった。そういった事案も聞き及んでいるところではあります。このため、プラットフォームとしては各訴訟を慎重に審査して、真正かつ正当な請求のみを処理をすることが一層重要になると考えております。(後略)

(X Corp. 代理人)

発信者情報開示ワーキンググループ第3回(令和8年7月2日) 議事概要(抜粋)

(前略) 開示した情報が思わぬところで利用されるという懸念もしばしばございまして、申立ての中には、自己の経済的利益のために、手續の過程ですとか結果であるとかをWeb上で有償で配布するような方も出てきております。そういったものに歯止めを効かせる方法というのも是非ご検討いただけないかと思っている次第です。(後略)

(Google LLC 代理人)

1. 発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報をSNS等で公表する行為により、どのような利益が害されるか。プライバシーや名誉権以外の要素も考えられるか。
2. 発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報をSNS等で公表する行為について、現行法の枠組みを越えた対応が必要か。
3. 発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報をSNS等で公表する行為は一律に問題視すべきか。許容すべき場合はあるか、あるとすればどのような場合か。